

出願のしおり

2019年度 関西学院大学 特別支給奨学金
2019年度 関西学院大学 後援会奨学金

主たる家計支持者(※以下の注を参照)が原則として2018年6月1日以降に死亡、解雇(定年退職を除く)、破産、長期療養(出願時現在において6ヶ月以上)、事故、自然災害等により家計が急変し生計が著しく困難となった大学正規学生の経済的支援を目的とした「関西学院大学特別支給奨学金」(以下特別支給奨学金)と「関西学院大学後援会奨学金」(以下後援会奨学金)の希望者を同時に募集します。

応募資格を満たし奨学金を希望する方は、この「出願のしおり」をよく確認の上、出願手続きを行ってください。

(※注)主たる家計支持者とは、原則、父または母のうち、収入金額の多い方のこととする。

■出願受付期間

2019年 5月27日(月)～**6月7日(金) 16:50厳守**

■出願書類提出場所

【西宮上ヶ原キャンパス】学生課(学生サービスセンター1階)

【西宮聖和キャンパス】教育学部担当窓口

【神戸三田キャンパス】所属学部担当窓口

- ◆提出された出願書類は、採用・不採用にかかわらず返却しません。
また、奨学金の選考・推薦以外の目的に使用することはありません。
- ◆出願書類提出後に不備等が見つかった場合は、再提出をお願いすることがあります。

関西学院大学では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、出願時に提供された個人情報について安全管理のために必要な措置を講じています。
また、選考に際して関西学院後援会とデータを共同して利用しますが、同様の安全管理措置を講じています。

I. 特別支給奨学金および後援会奨学金の概要

学校法人関西学院は、関西学院大学の正規学生で家計等の急変により学費納入が極めて困難な方を援助するために、「特別支給奨学金」および「後援会奨学金」を設定する。

II. 募集・選考・採用者決定

本奨学金は、2つの奨学金（特別支給奨学金、後援会奨学金）をあわせて募集し、関西学院大学が選考して採用者を決定する。ただし、特別支給奨学金と後援会奨学金は併給とならない。

(どちらかの奨学金のみを希望することはできない。)

III. 出願資格

次の1. から3. すべてに該当する方。

1. 関西学院大学に在学する正規の学生または正規の留学生であり、かつ、残留をしていない方。
2. 原則、過去に特別支給奨学金または後援会奨学金に採用されていない方。
※本奨学金は、家計等の急変の事由により学費納入が極めて困難となった年度限りとする。
(原則、特別支給奨学金、後援会奨学金あわせて1回限り。)
3. 以下の学力、家計の両方の基準を満たしている方。

【学力基準】

- 1 年 生・・・入学試験合格をもって適格とする。
- 2 年生以上・・・原則として標準修得単位数の8割以上（下表参照）で適格とする。

■学部・学年別適格修得単位数《注：卒業に必要な単位として算入される科目のみで以下の基準を満たすこと》

学年／学部	神	文	社会	法	経済	商	理工	総会政策	人間福祉	教育	国際
2 年生	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 5	2 5	2 4	2 4	2 4
3 年生	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	5 1	5 1	4 9	4 9	4 9
4 年生	7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	7 6	7 6	7 4	7 4	7 4

【家計基準】

次の①～⑤のいずれかの家計事情により、学費納入が極めて困難となった方。

- ① 主たる家計支持者(父または母のうち、収入の多い方)が原則として2018年6月1日以降に死亡又は離別した方。
- ② 主たる家計支持者(父または母のうち、収入の多い方)が会社等の倒産等により、原則として2018年6月1日以降に解雇または早期退職(定年退職除く)した方。
- ③ 主たる家計支持者(父または母のうち、収入の多い方)が原則として2018年6月1日以降に破産した方。
- ④ 長期療養(原則、出願時現在において6か月以上)、事故、経営不振その他家計急変の事由により、原則として2018年6月1日以降に応募者の属する世帯の生計が著しく困難になった方。
- ⑤ 原則として2018年6月1日以降に火災、風水害、震災等の災害により災害救助法等の適用を受け、生計が著しく困難になった方。

※長期療養の場合、原則、出願時現在において6か月以上療養されている方が対象となります。

(出願時以降に療養期間が6か月以上となった場合は、次年度(2020年度)の申請となります。)

☆主たる家計支持者＝原則、父または母で収入の多い方

☆特別支給奨学金および後援会奨学金は、他の学内支給奨学金との重複受給は原則として可。ただし、特別支給奨学金は他の学内支給奨学金と合算して、学費相当額を超えないこと。

【注意】原則、以下の場合には出願資格がないものとします。

- 残留生。
- 主たる家計支持者(父母いずれかで収入の多い方)が定年退職した場合。(家計急変の対象とはなりません。)
- 出願時現在において療養期間が6か月未満の場合。(家計急変の対象とはなりません。)
- 主たる家計支持者(父母いずれかで収入の多い方)の年間収入が、前年に比して7割以上の場合。(家計急変の対象とはなりません。)
- 所得・家計事情の内容を客観的に証明(公的機関・勤務先会社・弁護士・病院等が発行)する書類が提出できない場合。

IV. 奨学金額

1. 特別支給奨学金

学費相当額(授業料、実験実習費、教育充実費)の2分の1(千円未満切捨て)とする。ただし、上限は40万円とする。また、他の学内支給奨学金と重複して受給する場合、それらの合計金額が**学費相当額を越えないもの**とする。

2. 後援会奨学金

上記1. 特別支給奨学金に準じる。

V. 出願書類の提出期間・場所

1. 提出期間 **5月27日(月)～6月7日(金) 16:50厳守**
2. 提出場所 【西宮上ヶ原キャンパス】学生課(学生サービスセンター1階)
【西宮聖和キャンパス】教育学部担当窓口
【神戸三田キャンパス】所属学部担当窓口

※EメールやFAX、郵送での出願は受け付けません。必ず窓口に出願書類一式をご提出ください。

【窓口開室時間】(閉室日等は関西学院大学ホームページでご確認ください。)

- ・月～金曜日 8:50～16:50(11:30～12:30除く)
- ・土曜日 8:50～12:20(事務室閉室日を除く)

VI. 採用発表日および採用人数

1. 採用発表日：**7月17日(水)** 教学Webサービスの「お知らせ」に掲出
2. 採用書類交付期間：**7月17日(水)～26日(金)**
3. 採用書類交付場所：学生課(上ヶ原キャンパス学部生)
所属学部事務室(理工学部生、総合政策学部生、教育学部生)
4. 採用人数：特別支給奨学金と後援会奨学金をあわせて45名程度(予定)

VII. 出願書類(すべてマイナンバーの記載がない書類)

1. 全員提9書類(①～④すべて提出)

- ①平成29年分 所得証明書の原本(父と母、またはこれに代わって家計を支えている人) *コピー不可
- ※収入の有無に関わらず、父と母、双方の証明書の提出が必要です。

- ②平成30年分 所得形態に応じて提出が必要な書類 *コピー可
- ③家計急変に関する証明書 *コピー可
- ④2019年度 関西学院大学特別支給奨学金・関西学院大学後援会奨学金願書

2. 該当者のみ提出が必要な書類

- ⑤家計事情に関する証明書 *コピー可

※提出書類(①～⑤)の詳細については、次の【提出書類について】をご参照ください。

【提出書類について】

1. 平成29年分 所得証明書の原本(出願者全員提出) *コピーは不可

- ◆市区町村役場で発行を受けてください。
- ◆「父と母」または「これに代わって家計を支えている人」の平成29年分(平成29年1月～12月)のものがが必要です。
- ◆父と母ともに収入の有無に関わらず双方分の提出が必要です。
- ◆母子父子世帯の場合は、母または父のみの所得証明書を提出してください。
- ◆パート勤務や無職である場合も「所得証明書」又は「非課税証明書」を提出してください。
- ◆海外勤務者のため所得証明書が提出できない場合は会社の給与支払証明書(平成29年1月～12月分)を提出してください。
 ※勤務先から証明を受けてください。(書式自由)
 ※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、日本語訳と申込時のレートで円換算した計算式を余白や別紙に記入してください。(どなたが翻訳されても結構です。)
- ◆海外居住者で無収入の場合は、無収入の証明書(日本語訳)を提出してください。無収入である証明書が提出できない場合は、別紙「③家計状況報告書」にできるだけ詳しく状況を記入して提出してください。
 (無収入である期間は必ず記入してください。)

2. 平成30年分 所得形態に応じて提出が必要な証明書(出願者全員提出)

- ◆所得形態により該当する書類の提出が必要です。
- ◆複数の所得がある場合は、それぞれについて提出してください。
- ◆海外勤務者の方は、日本語訳(どなたが翻訳されても結構です。)と申込時のレートで円換算した計算式を余白や別紙に記入してください。(無収入の場合は上記①同様、別紙「③家計状況報告書」を提出してください。)

収入状態		提出書類(※はコピー可)
給与を受けている家計(パートを含む)	平成30年(2018年)1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態の家計	平成30年分(2018年分)の源泉徴収票※

	平成30年(2018年)1月2日以降に就職または転職された家計	次のアとイ、どちらかを提出 ア 別紙「①給与支払見込証明書」 イ 直近3か月分の給与明細書※	
商店・農業等を営んでおり確定申告をされている家計	平成30年(2018)1月1日以前から同じ業務形態の家計	税務署の受付印のある確定申告書の第一表と第二表(控)※	
	平成30年(2018年)1月2日以降に開業された家計	直近3か月以上の帳簿等※	
外交員(代理店も同様)をされている家計		平成30年分(2018年分)の報酬支払調書※	
年金を受給中の家計		年金振込通知書(金額が記載されたもの、)※ (余白に年何回振込があるかを記載)	
現在無職の家計	これまで所得があったが現在無職の家計	次のアとイ、どちらかを提出 ア 別紙「④退職証明書」 イ 勤務先発行の退職証明書※	
		上記「ア イ」の書類が提出できない場合 次の a と b、どちらかを提出 a 別紙「③家計状況報告書」 b 以前に勤務していた際の源泉徴収票※ a を提出する場合「③家計状況報告書」に現在の状況や退職証明書等が提出できない理由を詳しく記入してください。	
	雇用保険基本手当(失業給付)を受給中の家計	雇用保険受給資格証※ (ハローワークより交付、支給額・支給期間が記載されたもの。)	
	生活保護を受給中の家計	生活保護決定(変更)通知書等(受給金額が記載されたもの)の1か月分のコピー	
一時所得	平成30年(2018年)1月以降出願時まで退職等があった家計(定年退職を除く) 【該当する書類を提出】	退職金が支給された家計	次のアとイ、どちらかを提出 ア 退職金額証明書※ イ 別紙「④退職証明書」
		退職金が支給されなかった家計	次のアとイ、どちらかを提出 ア 退職金無支給証明書※ イ 別紙「④退職証明書」
		これから退職金が支給される家計	次のアとイ、どちらかを提出 ア 退職金支給見込額証明書※ イ 別紙「④退職証明書」

	平成30年（2018年）1月以降 出願時まで土地・建物等の譲渡 による所得、生命保険金、 その他の一時所得があった家計	次のアとイ、両方とも提出 ア 別紙「③家計状況報告書」 イ 一時所得の金額が記載された証明書※ （「③家計状況報告書」には一時所得の内容を記載。）
	援助を受けている家計	別紙「③家計状況報告書」 親類・縁者等援助を受けている相手および金額 （月額・年額）を記入の上、本人と連帯保証人 がそれぞれ署名・捺印してください。

3. 家計急変に関する証明書(出願者全員提出)

- ◆該当する家計急変事由に応じて書類を提出してください。（家計急変事由は、**原則として2018年6月1日以降。**）
- ◆海外勤務者の方は、日本語訳（どなたが翻訳されても結構です。）と申込時のレートで円換算した計算式を余白や別紙に記入してください。（無収入の場合は上記①同様、別紙「③家計状況報告書」を提出してください。）

家計急変事由	提出書類（※はコピー可）
主たる家計支持者が 死亡した場合	死亡の事実（死亡日等）が確認できる証明書 （学生本人と死亡された家計支持者の双方が記載された住民票もしくは 医師による死亡診断書（死亡診断書はコピー可）等）
主たる家計支持者が 離別した場合	戸籍謄本や戸籍抄本、離婚届受理証明等※ （客観的に離婚したことが確認（離婚日等）できる証明書等）
主たる家計支持者が 早期退職等した場合 (定年退職を除く)	次のア～ウ、いずれかを提出 ア 勤務先の退職証明書および退職金についての証明書等※ イ 離職日等を客観的に証明できる書類等（雇用者保険受給資格証、民生委員による 無職証明書）※ ウ 別紙「③家計状況報告書」(客観的に証明できる書類が提出できない場合) (現在の状況と「客観的に証明できる書類」が提出できない理由等をできるだけ詳しく 記入の上、本人と連帯保証人がそれぞれ署名・捺印してください。)
主たる家計支持者が 倒産等した場合	次のアとイ、両方とも提出 ア 客観的に証明できる書類（関係官庁・銀行等の証明書）※ イ 別紙「③家計状況報告書」 (現在および今後の経済状況、生活費の出所を詳しく記入の上、本人と連帯保証 人がそれぞれ署名・捺印してください。)
出願時現在において 家族または本人が 6ヶ月以上療養 している場合	次のアとイ、両方とも提出（該当する場合はウも提出） ア 診断書※ イ 別紙「②医療費明細書」 ウ 最近6ヶ月間に実費負担した分の医療費の領収書※ (保険による補填がない場合は提出)

本人または家族が事故にあった場合	<p>事故証明書等（事故を客観的に証明できる書類）※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響により療養が必要と認められた場合は診断書を提出してください。 ・保険による補填がない場合、実費負担分の領収書を提出してください。（領収書の余白に合計額を記入）
主たる家計支持者の年間収入が前年に比して7割未満になった場合（経営不振等）	<p>次のアとイ、両方とも提出</p> <p>ア 別紙「③家計状況報告書」</p> <p>イ 前年（2017年）と比較できる証明書※</p> <p>「③家計状況報告書」には、経営状態および生活費の出所を記入の上、本人と連帯保証人がそれぞれ署名・捺印してください。</p>
火災、風水害、震災等の災害により災害救助法等の適用を受け、かつ著しい被害を受けたことにより家計が困窮している場合	<p>次のアとイ、<u>両方とも提出</u></p> <p>ア 関係官庁の罹災証明書※</p> <p>イ 災害に伴う具体的な支出増や収入減を証明する書類※</p> <p>イが提出できない場合は、別紙「③家計状況報告書」に証明書類が提出できない理由と、被害に伴う具体的な支出増や収入減を記入の上、本人と連帯保証人がそれぞれ署名・捺印してください。</p>

4. 2019年度 関西学院大学特別支給奨学金・関西学院大学後援会奨学金願書（出願者全員提出）

- ◆出願者本人及び連帯保証人の署名は、代筆不可です。
出願者本人と連帯保証人の印鑑は別のものを使用してください。同じ印鑑による押印は不可とします。
- ◆書類は出願者本人が記入してください（ただし連帯保証人欄を除く）。（日付は書類提出日）
- ◆黒のボールペンではっきりと記入してください。
（消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です）。
- ◆印鑑は朱肉を使って各自のものを鮮明に押してください。（スタンプ印は不可）
- ◆訂正は二重線で消し、訂正印を押してください。（修正液等は不可）
- ◆願書に不備のあるときは選考から除外します。
また、記載内容が事実と相違している場合は、採用後でも取り消します。

【就学者を除く家族・就学者欄】

- （1）同居・別居を問わず、出願時現在、出願者と生計を同じにする方（全員）を記入してください。
別居し独立生計を営む兄弟姉妹や、同居でも別生計の祖父母等は記入しなくて結構です。
- （2）主たる家計支持者には○印、別居者には×印を、続柄の右につけてください。
- （3）就学者は「就学者」の欄に記入してください。
ただし、予備校生は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
- （4）職業は、「会社員」「酒類小売業」「小学校教員」等を記入してください。
※無職、主婦等の場合も必ずその旨を記入してください。

【給与所得の収入金額・所得金額欄】

この欄は記入しないでください。（大学記入欄）

【療養・障がい欄】

本人および家族に該当者がいる場合、種別を○で囲み、必要事項を記入する。（長期療養は6ヶ月以上）

【家計急変の事由欄】

該当する事由を○で囲み、事由の生じた年月を必ず記入してください。
(キ.ク.については理由にも○をつけてください。)

【奨学金希望の理由、奨学金の使途・今後の抱負欄】

それぞれの欄の注意書きに従い、くわしく具体的に記入してください。

【署名・捺印欄】

連帯保証人は父または母、どちらもいない場合はこれに代わる人としてください。

必ず各自が自筆で署名（代筆は不可）、捺印のうえ、日付は書類提出日（出願日）としてください。
本人印と連帯保証人印は異なる印鑑を使用してください。（同一印は不可）

5. 家計事情に関する証明書(該当者提出)

- ◆該当する事情がある場合は提出してください。
- ◆提出があった場合のみ所得から控除します。
- ◆以下の家計事情は控除の対象です。**出願資格ではありません**のでご注意ください。

家計事情	提出書類（※はコピー可）
本人または家族に障がい者がいる場合	障害者手帳または療育手帳※
主たる家計支持者が単身赴任等で別居している場合	「住居費、光熱水費」の領収書（1か月分）※ (単身赴任等で別居している方の氏名が記載されていなければ控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。)
主たる家計支持者の収入が極端に少ない場合	別紙「③家計状況報告書」 (現在の生活費の出所を詳しく記入の上、本人と連帯保証人がそれぞれ署名・捺印のうえ提出すること。)

Ⅷ. 奨学金の交付

1. 奨学金は、学費を既に全額納入している場合は奨学生本人の銀行口座に振り込み、**未納の場合は学費の一部に充当**していただきます。
2. 学費を既に全額納入している方への奨学金は、8月中旬頃に本人名義の銀行口座に一括で振り込みます。
3. 採用決定発表後、所定の手続きを行わない場合は、採用を取り消す場合があります。

以 上